

【資料 2－3】

民法改正（成年年齢引下げ）に伴う 埼玉県青少年健全育成条例及び規則の改正について

1 民法の改正内容（令和 4 年 4 月 1 日施行）

- ・成年年齢を 18 歳に引き下げる
- ・女性の婚姻開始年齢を 18 歳に引き上げる

2 改正が必要な規定

（1）埼玉県青少年健全育成条例

ア 改正内容

第三条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 青少年 十八歳未満の者（婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。）をいう。

↑ この記載を削除

イ 改正理由

女性の婚姻開始年齢の引き上げに伴う当然の改正である。

（2）埼玉県青少年健全育成条例施行規則

ア 改正内容

第四条 条例第十三条の規定により設置する自動販売機等管理者は、次の各号に該当する者でなければならない。

- 一 二十歳に達した者であること。

↑ この記載を「十八歳に達した者であること。」に改正

イ 改正理由

民法上の成年年齢は、一人で有効な契約をすることができ、父母の親権に服さなくなるということの意味し、今回の改正により、18 歳から、正社員の雇用契約、国家資格の取得、審判の申し立て等が可能になる。

自動販売機等管理者の年齢要件については、上記のとおり「20 歳に達した者」と規定されているが、これは成年に達した者という趣旨であり、他に 20 歳を維持する特段の事情は認められないことから、「18 歳に達した者」に改正するものである。

3 スケジュール

（1）条例改正

令和 4 年	2 月	条例改正の事務処理
令和 4 年	4 月 1 日	改正条例施行（改正民法施行日と同一）

（2）規則改正

令和 3 年	3 月	規則改正の事務処理
令和 4 年	4 月 1 日	改正規則施行（改正民法施行日と同一）

埼玉県青少年健全育成条例（抜粋）

（定義）

第三条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 青少年 十八歳未満の者（婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。）をいう。

二 保護者 親権を行う者、未成年後見人、児童福祉施設の長、寄宿舎の舎監その他の者で、青少年を現に監護するものをいう。

三 図書等 図書、雑誌、絵画、写真、映写用フィルム、レコード並びに録音又は録画された磁気テープ、磁気ディスク、光ディスク及び光磁気ディスク並びにこれらに類するものをいう。

（以下略）

（自動販売機等管理者の設置）

第十三条 自動販売業者は、自動販売機等ごとに、規則で定めるところにより、自動販売機等管理者を置かなければならない。

埼玉県青少年健全育成条例施行規則（抜粋）

（自動販売機等管理者の設置）

第四条 条例第十三条の規定により設置する自動販売機等管理者は、次の各号に該当する者でなければならない。

一 二十歳に達した者であること。

二 自動販売機等に図書等又はがん具等を自ら収納し、及び除去する業務を適正に行うにあたって必要な認知、判断及び意志疎通を適切に行うことができる者であること。

三 図書等又はがん具等を自ら収納し、及び除去する業務を行う自動販売機等の設置場所が所在する市町村内に、住所を有し、かつ、居住している者であること。